22‖　法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　調理師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　調理師法第五条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　調理師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
23‖　法別表第五第七号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　製菓衛生師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
三　製菓衛生師法第七条第三項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
六　製菓衛生師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
24‖　法別表第五第七号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　クリーニング業法第六条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答
三　クリーニング師免許証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　クリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
五　クリーニング師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
25‖　法別表第五第七号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
26‖　法別表第五第七号の八の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

［新設］

［新設］

19‖　法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］

［新設］